

年末調整チェックリスト

もっと早めにご案内する予定だったのですが、**時すでに遅し**でしょうか（^^;）。でも、年末調整の税務署への提出期限は来年の1月31日ですので、まだ時間はあります。

ご存知のとおり、年末調整は毎年のことですが、年に1回しかなく、しかも毎年何らかの**改正**が行われています。取り掛かる前に知識の確認と書き換えが必要になりますが、下表のチェックリストを利用すれば、今年の年末調整に関し、漏れのない確認を行うことができるのではないでしょうか。

地震保険料控除

また、ウラ面では、今回の改正の**こと**についても触れています。税は不案内なのですが、周辺知識として勉強していきたいと思います。

区分	チェック項目	区分	チェック項目
扶養控除等関係	扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	社会保険料控除関係	申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。
	本年中に結婚や出生などにより扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		所得者本人または所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。
	控除対象配偶者、扶養親族の合計所得金額は38万円以下となっていますか。		国民健康保険 および 国民年金 の保険料または 国民年金基金 の掛金について、支払ったことが分かる 証明書類 が添付されていますか。
	特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		
配偶者特別控除関係	所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。	住宅借入金等特別控除関係	住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	配偶者控除の対象となる人について、配偶者特別控除を適用していませんか。		居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
	控除額の計算は正しく行われていますか。		借入れ等をしている者と所得者本人が同一人ですか。
生命保険料控除関係	保険金または年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	集計関係	所得者本人の本年の合計所得金額が3,000万円以下ですか。
	申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。		控除額の計算は正しく行われていますか。
	分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。		住宅借入金等特別控除は、算出年税額の金額を限度としていますか。
	一般の生命保険料と個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。		臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。
	保険料を支払ったことが分かる 証明書類 が添付されていますか。 <ul style="list-style-type: none"> 一般の生命保険料…1契約の支払保険料が9,000円超のもの 個人年金保険料…すべての支払保険料集計関係 		未払の給与や未払の利益処分賞与であっても、本年中に支払の確定したものについては集計の対象としていますか。 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。

区分	チェック項目	区分	チェック項目
税額計算関係	税額の算定で 定率減税 を行っていませんか。 (平成19年分の所得税から定率減税が廃止されました)	納税関係	所得税徴収高計算書(納付書)に、税務署名、整理番号、住所(所在地)、氏名(名称)等が正しく印字(記載)されていますか。
	年調年税額は 100円未満 を切り捨てたものとなっていますか。		納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書を作成しましたか。
地震保険料控除関係	所得者本人または本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。	その他	来年の源泉徴収事務の準備はできましたか。
	地震保険料と旧長期損害保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。		お気づきのことを列挙してください
	保険料を支払ったことが分かる 証明書類 が添付されていますか。		

さて、上表で記載した**地震保険料控除**ですが、改正前の損害保険料控除に替わるものです。対象となる地震保険料とは、

申告者または申告者と生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供している物や、これらの人の生活に通常必要な家財を保険または共済の目的とし、かつ、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」を直接または間接の原因とする「火災、損壊、埋没または流失」による損害(以下「地震等損害」という)により、これらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金または共済金 が支払われる損害保険契約等に基づき、申告者が平成19年中に支払った保険料や掛金のうち**地震等損害部分の保険料や掛金**

のことをいいます。

従来は損害保険料控除の最高が**15,000円**であったことに対し、この地震保険料控除は、**最高50,000円**となっており、平成19年分の総所得金額等から控除できます。この控除を受けるためには、保険料の金額の多少にかかわらず損害保険会社等が発行した**証明書類**の添付が必要となります。控除できる保険料額が増えたことでもありますので、従業員さまに事前に案内(遅れてすみません)を行っておくことが望ましいと思われます。

なお、この改正には**経過措置**があり、次の要件を満たした長期損害保険契約等に係る損害保険料については、旧長期損害保険料として地震保険料控除の対象とすることができます。

- 1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)で、保険期間または共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他一定の契約であること
- 2) 満期返戻金等のあるもので、保険期間または共済期間が10年以上の契約
- 3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

詳細については、**西川事務所(?)** までお問合せください。

COLUMN (コラム)

今回のご案内には、支払いに関する**証明書類**が少なからず出てきます。今年の春先に判明した年金加入記録の問題では、**領収書**の有無が争点になることがありました。それを受けて、各行政庁や公的機関では「もはや不要ではないのか?」と思われる書類であっても、義務年数を超えて保存することになっているそうです。皆さんの職場ではどうでしょうか? 紙の代わりに電子データを扱う時代にあっては、データの**バックアップ**はより重要になってきます。



.com Master 2004 (インターネット検定)取得
社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183
 TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565
 URL <http://stop-click.com/>
 e-Mail nishikawa@stop-click.com